

別表第1（第3条関係）

工場等の業種

番号	業種
1	畜産食料品製造業
2	水産食料品製造業
3	野菜、果実缶詰、農産物保存食料品製造業
4	パン、菓子製造業（小売を除く。）
5	調味料製造業
6	清涼飲料、酒類製造業
7	飼料、有機質肥料製造業
8	動植物油脂製造業
9	豆腐、煮豆製造業
10	めん類製造業
11	氷製造業（冷蔵倉庫業を含む。）
12	繊維工業
13	木材、木製品製造業
14	家具、装備品製造業
15	パルプ、紙製造業（加工を含む。）
16	印刷、写真製版業（謄写印刷を除く。）
17	化学工業
18	石油、石炭製品製造業
19	ゴム製品製造業
20	窯業、土石製品製造業
21	鉄鋼業（加工を含む。）
22	非鉄金属製造業（加工を含む。）
23	金属製品製造業（加工を含む。）
24	機械、器具製造業
25	合成樹脂製品製造業（加工を含む。）
26	再生資源卸売業（プレス、裁断又は異物処理を焼却により行うものに限る。）
27	給油業
28	洗濯業（洗濯施設を有するものに限る。）
29	浴場業（特殊浴場業を含む。）
30	綿打直し業
31	カラーフィルム現像業
32	自動車整備業（洗車業を含む。）
33	畜産業（常時牛10頭、豚30頭又は鶏1,000羽以上飼育するものに限る。）
34	その他の業であって、次の施設を有するもの
	1 クーリングタワー 原動機の定格出力が1.5キロワット以上のものに限る。
	2 直火炉 バーナーの最大燃焼能力が1時間当たり20リットル以上のものに限る。
	3 地下水採取用揚水機 （農業用のものを除く。） 吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計）が19平方センチメートルを超えるものに限る。
4 鉱物（コークスを含む。）、土石又はチップの堆積場 面積500平方メートル以上1,000平方メートル未満のものに限る。	